

伊 根 町  
いじめ防止基本方針

令和4年3月  
伊根町

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に対する基本的な方向	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめとは	2
(1) いじめの定義	2
(2) いじめの基本認識	2
3 いじめの防止等のための基本的な考え方	3
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	5
(4) 地域や家庭との連携	5
(5) 関係機関との連携	5
第2 いじめの防止等のための対応	6
1 いじめの防止等のための組織の設置	6
(1) 伊根町いじめ問題対策連絡会議の設置	6
(2) 伊根町いじめ防止対策推進委員会の設置	6
(3) 伊根町いじめ調査委員会の設置	6
2 いじめの防止等のために伊根町が実施する施策	7
(1) いじめの防止	7
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対処	9
(4) いじめ防止策推進法に基づく取組状況の 把握、検証、指導・助言等	10
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11
1 学校いじめ防止基本方針の策定	11
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	13
(1) いじめ防止等組織の周知徹底	14



## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が重要である。

そのためには、大人自身の振る舞いが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。

伊根町においては、被害児童生徒の生命、身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、国、京都府、学校、家庭及び地域が連携を強化し、いじめを見逃さない、許さない社会全体としての取組みが必要であり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、伊根町いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）を策定する。

## **第1 いじめの防止等に対する基本的な方向**

### **1 いじめの防止等の対策に関する基本理念**

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、被害児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命や心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、京都府、学校、家庭及び地域その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## **2 いじめとは**

### **(1) いじめの定義**

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条）。

### **(2) いじめの基本認識**

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相

話しづらい状況にあることや、一方で「でも、気付いてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

### **【いじめられている子どもの心理例】**

- ・一人ぼっちになりたくない。
- ・みんなに知られたら余計にみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ・親に余計な心配をかけたくない。
- ・大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・自分が悪いのではないか。
- ・なぜ、いじめられるのか。何が原因なのか分からない。

### **【具体的ないじめの態様】**

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重要な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## **3 いじめの防止等のための基本的な考え方**

## **(1) いじめの防止**

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。一方で、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取り組みの重要性について、地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしの悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

### **(3) いじめへの対処**

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡、相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### **(4) 地域や家庭との連携**

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域社会の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域社会、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

### **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応については、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であることから、日頃から学校や教育委員会と警察や児童相談所等関係機関の担当者との窓口交換やいじめ問題対策連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が関係機関による取組みと連携することも重要である。

## **第2 いじめの防止等のための対応**

### **1 いじめの防止等のための組織の設置**

#### **(1) 伊根町いじめ問題対策連絡会議の設置（法第14条第1項）**

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、伊根町いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

連絡会議は、学校、教育、福祉、保健、警察及び司法等の関係機関、関係団体及びいじめの防止等に関連する職務に従事する者で構成する。

#### **(2) 伊根町いじめ防止対策推進委員会の設置（法第14条第3項）**

いじめの防止等のための対策に関する調査、審議及びいじめによる重大事態等の調査を行うため、教育委員会の附属機関として伊根町いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、弁護士、医師、学識経験者等専門知識及び経験を有する者で、公平性・中立性を備えた第三者で構成する。

#### **【伊根町いじめ防止対策推進委員会の役割】**

- ① 教育委員会の諮問に応じ、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議及び提言を行う。
- ② 伊根町立小中学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言を行う。
- ③ 町立学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行う。
- ④ 町立学校における法第28条に規定する重大事態に係る調査を実施し、その対応についての提言を行う。

#### **(3) 伊根町いじめ調査委員会の設置（法第30条第2項）**

町長は、法第30条第2項に定める附属機関として、伊根町いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は、町立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発

生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を実施し、その対応についての提言を行う。

調査委員会は、弁護士、医師、学識経験者等専門知識及び経験を有する者で、公平性・中立性を備えた第三者で構成する。

## 2 いじめの防止等のために伊根町が実施する施策

いじめの防止等のために、伊根町として以下の施策を実施する。

### (1) いじめの防止

#### ① 教育活動全体を通じた豊かな心の醸成

学校は、集団活動・生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生することや、そのいじめがささいなことに見えても、個人によって受け止め方が異なることもある。このため、全ての児童生徒の豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じた取組みを推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むための道徳教育

イ 児童生徒の発達段階に応じて、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる人権意識を高める取組み

ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組み

エ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

#### ② いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携

教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組みを推進する。

### ③ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上

全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。

また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となり得るものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

### ④ いじめに関する調査研究等の実施

町立学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組み等について調査する。

具体的には、定期的に行われるいじめアンケートに基づき、いじめの実態に関する統計的な調査、集計、分析等を行う。加えて、教育相談等により得られた情報を集約し、いじめの予防や対応について活用する。

また、いじめの防止及び早期発見のための方策（学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルの在り方、学校いじめ対策組織の活動の在り方等）や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、各学校の取組状況を調査研究し、その成果を普及する。

### ⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

保護者など町民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組みについての理解を得るよう広報啓発の充実を図る。

### ⑥ 発達障害を含む障害のある児童生徒への配慮と支援

診断の有無に関わらず、発達障害を含む障害のある児童生徒が、その障害のために差別され、いじめを受けることがないようにするため、当該児童生徒の特性を踏まえた合理的な配慮と支援を行うとともに、いじめの防止に向けた正しい理解を推進する。

## (2) いじめの早期発見

### ① 教育相談体制の活用の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の整備・周知を図るとともに、関係機関と連携し「SNS相談窓口「子どもLINE相談@京都」」、「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」、「子どもの人権SOSミニレター」など、多様な相談窓口の周知・活用を図る。

### ② 定期的な実態把握

児童生徒が「嫌な思いをした」ものから、生命、身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聴き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめやいじめにつながる悪質ないたずら等の実態把握に努める。

また、町立学校から生徒指導上の課題等について毎月報告を求め、いじめの早期発見、早期解決に向けて、学校等と連携した取組みを行う。

### ③ 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校運営協議会、地域学校協働本部、放課後児童クラブなど、町立学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。

各家庭においても、子どもがいつでも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな変化に対しても、いじめではないかとの疑いを持って町立学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

また、様々な方面からいじめについての情報を得ることができるよう、広く窓口の周知に努め、情報提供を依頼する。

## (3) いじめへの対処

### ① 多様な人材の協力等による問題解決に向けた支援

解決困難な問題への対応を支援するため、指導主事等の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士や教員・警察官経験者等、多様な人材の協力が得られる体制を構築する。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等からなる「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請し、外部の視点から学校の対応状況の点検や第三者的

立場での解決に向けた調整を実施する。

② インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめもある。町立学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。

また、インターネット上のいじめに対処するため、京都府教育委員会等の関係機関と連携し、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するため、ネットパトロールへの必要な協力をする。

③ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

**（４）いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等**

町立学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を把握するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、その成果を普及する（法第20条）。

また、町立学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

### 第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめの問題に対する様々な取組みを推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要である。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

町立学校は、国・京都府・本方針を参考にして、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めるものとする。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

- ① 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員が抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなくて、組織として一貫した対応となること。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながること。
- ③ いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につながること。

#### 【学校基本方針の内容の例】

ア いじめの防止等のための取組み、早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、学校内外における被害児童生徒の教育環境や教育機会の確保、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。

イ いじめに向かわない態度、能力の育成等がいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじ

めの防止等に役立つ多様な取組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組みの方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、チェックリストを作成、共有して全教職員で実施するなどといった具体的な取組みを盛り込む。

エ アからウの策定事項が、同時に法第22条に規定する組織の取組みによる未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組みも含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。

オ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

カ より実効性の高い取組みを実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条に規定する組織を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うPDC Aサイクルを盛り込む。

さらに、学校基本方針に基づくいじめの防止等の取組み（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに係る取組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組みの改善を図る必要がある。

併せて、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒を理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

学校基本方針の策定や見直しに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域の方や関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが見直し後、学校の取組みを円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら、具体的ないじめ防止等の対策に係る連

携について定めることが望ましい。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切である。

さらに、見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## **2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置**

学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校がいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止等組織」という。）を置くものとする。

いじめ防止等組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。

### **【いじめ防止等組織の役割例】**

#### ①未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### ②早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体

制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### ③学校基本方針に基づく各種取組み

- ・ 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校基本方針における年間計画に基づき、年に複数回、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、同方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

## （１）いじめ防止等組織の周知徹底

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ防止等組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組み（例えば、全校集会の際にいじめ防止等組織の教職員が児童生徒の前で取組みを説明するなど）を実施することが重要である。また、いじめの早期発見のためには、いじめ防止等組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくことが重要である。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ防止等組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組みの改善につなげることも必要である。

## （２）いじめ防止等組織における情報共有の徹底

いじめ防止等組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ防止等組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織

に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

併せて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

### **(3) いじめ防止等組織の構成等**

いじめ防止等組織は、当該学校の管理職や教務主任、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員や学校医等、複数で構成することにより、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えるほか、教育委員会と連携して、可能な限り、弁護士、医師、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者の参画を得るようにする。

さらに、いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性（※）を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、いじめ防止等組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校がいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが必要である。

※同僚性・・・同僚が互いに支え合い、成長し、高め合っていく関係をいう。教育の分野では、学校内の教員同士の協働関係や援助の重要性を示す概念として使われている。

#### **(4) いじめ防止等組織における取組みの検証**

いじめ防止等組織において、学校基本方針の策定や見直し、定めた取組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組みについてP D C Aサイクルで検証することが大切である。

### **3 学校におけるいじめの防止等に関する措置**

学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

#### **(1) いじめの防止**

いじめは、どの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識のもと、未然防止の取組みとして、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組むことが何よりも重要である。

また、未然防止の基本として、学校は児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身に付けさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組みを推進する。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには、児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とはならず、いじめ防止等組織への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

併せて、発達障害を含む障害のある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## **(2) いじめの早期発見**

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って、定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては、多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

併せて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解のもとで対応を図るなど、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

### **【いじめの発見に向けた心構え】**

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしたり悪ふざけが深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。

そのため、何よりも児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。

## 【相談対応時の心構え】

さらに教職員は、第1の2、「いじめられている子どもの心理例」で挙げた児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒は、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気付いてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

## (3) いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ防止等組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止等組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ防止等組織において情報共有を行ったあとは、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊厳を第一に考えて、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止等組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

#### **(4) いじめが起きた集団への働きかけ**

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

#### **(5) いじめの解消**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### **①いじめに係る行為が途絶えていること**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が途絶えている状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3箇月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、教育委員会又はいじめ防止等組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が途絶えていない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### **②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

いじめに係る行為が途絶えているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ防止等組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続す

るため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

#### **(6) いじめ解消後の継続的な指導**

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組みを計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いに理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組みを推進する。

#### **(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応**

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため、軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうことや、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

#### **(8) 地域との連携**

学校は、当該学校のでいじめに係る状況及び対策について、学校評議員へ情報提供するとともに、連携・協働による取組みを進める。

## 第4 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

重大事態とは、次の（１）及び（２）に掲げる場合をいう（法第28条第1項）。

- （１） いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （２） いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### 2 重大事態発生時の報告及び調査

いじめの重大事態については、本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき、適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめによる可能性のある行為等により重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会を通じて町長に報告しなければならない（法第30条）。

この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態の調査」という。）を行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、

いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、教育委員会、学校に、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはしっかりと向き合う姿勢が重要である。

### **3 調査を実施する組織**

#### **(1) 学校が調査主体となる場合**

学校が行う重大事態の調査は、いじめ防止等組織等を母体として、速やかに当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設け実施する。

#### **(2) 教育委員会が調査主体となる場合**

教育委員会は、速やかに、推進委員会において調査を実施する。

この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

### **4 調査の結果を踏まえた措置**

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査の結果は町長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

さらに、教育委員会は、学校で発生した重大事態についての調査結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

### **5 再調査及びその結果を踏まえた措置**

#### **(1) 再調査**

町長は、学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けたとき、法第30条第2項の規定により当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について再調査を行うことができる。

学校における重大事態について再調査を行う場合は、調査委員会が調査を実施し、必要な対応について提言を行う。

## **(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供**

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等経過報告を含め、必要な情報を適時・適切に説明を行う。

## **(3) 再調査の結果を踏まえた措置**

町長及び教育委員会は、学校で発生した重大事態の再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## **(4) 議会への報告**

町長は、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行ったときは、その結果を伊根町議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。

## **第5 その他の重要事項**

伊根町は、国及び京都府の動向等も勘案しながら、伊根町及び町立学校の施策、重大事態への対処等、本方針が適切に機能しているかどうかを必要に応じて検討し、必要があると認められるときは、本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。